人権問題講師紹介事業　開催の流れ

〔実施要領〕

人権問題講師紹介事業実施要領

〔流　れ〕

※まずは、お電話にてお問い合わせください。

①主催者が原則開催２ヶ月前までに県健康福祉政策課に紹介の申請
②県健康福祉政策課が講師に講演の可否を確認
③県健康福祉政策課が主催者に紹介の可否を回答
　講演可能な場合は、県健康福祉政策課が主催者及び講師に紹介の決定を通知
④主催者と講師の間で詳細について打合せ
　※パソコン、プロジェクター、マイク等の機材の使用を含め、講師と打合せを行い、研修会等の準備をしてください。
⑤研修会等の開催
⑥主催者が講師に謝金等支払い
⑦主催者が実施後10日以内に実績を報告
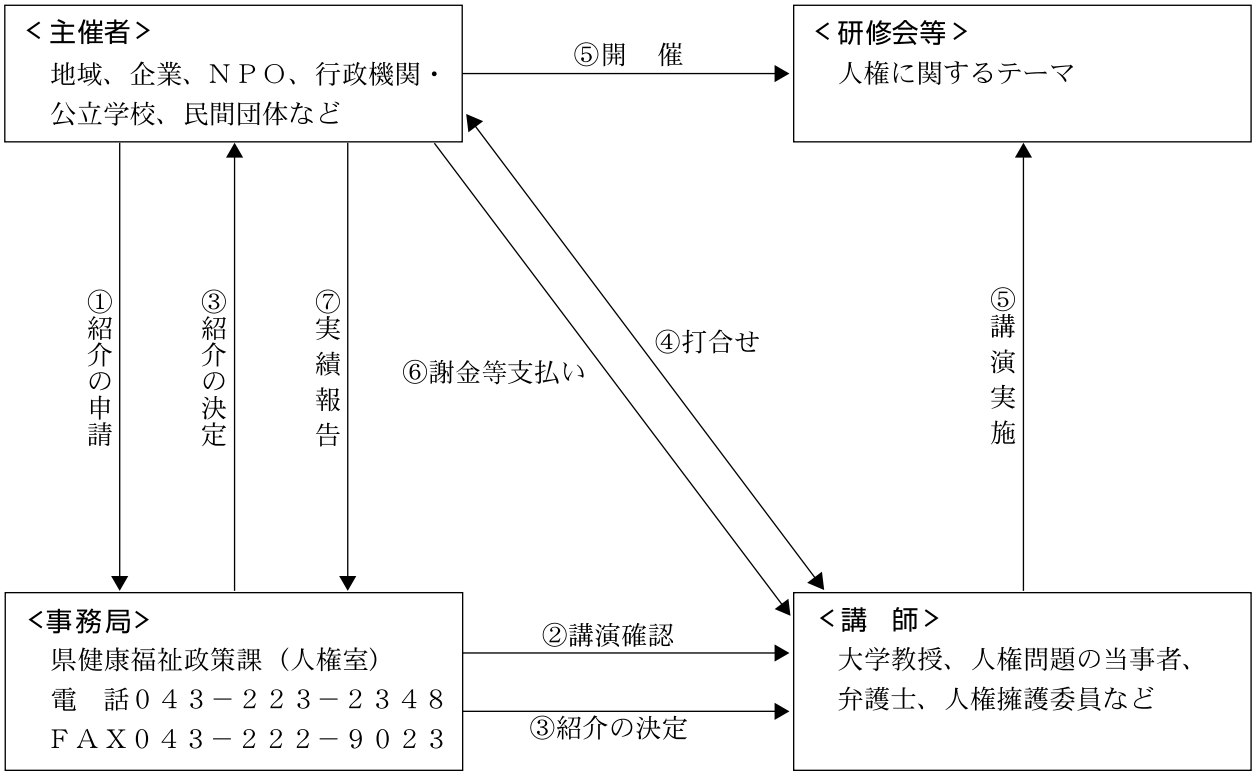
〔フロー図〕